

(28.6.13 総務局第一課総監メモ)

首都直下地震BCPにおける連絡態勢について(メモ)

第一 勤務時間外に地震が発生した場合の連絡態勢

- 1 非常参集時の連絡
- 2 避難（非常参集）後の連絡
- 3 庁舎の安全性が確認できない場合の連絡
- 4 帰宅職員及び在庁しない職員への安否情報等の連絡

第二 その他参考事項

- 1 本部長から本部員への具体的な連絡方法
- 2 安否確認の具体的な方法

※ このメモは、BCP及び「情報担当班の役割分担及び人的態勢について」において想定されている連絡手順等を係資料としてまとめたものである。

今回、従前の検討メモ（平成27年5月1日付け「BCPの連絡態勢に関する考察（検討メモ）」）から体裁を変更し、読みやすさの観点から記載を整理したが、記載されている連絡手順等には変更はない。

第一 勤務時間外の連絡態勢

1 非常参集の可否の連絡 (BCP10頁)

第5章 大規模地震発生時の対応

第2節 勤務時間外に大規模地震が発生した場合

3 非常参集

- (1) 非常時参集要員は、第4章第2節1及び2のとおり非常参集する。
- (2) 非常時参集要員及びその代理者は、大規模地震発生後、直ちに、参集の可否等について互いに連絡を取り合い、本部長に対し、連絡網等により、参集の可否等を連絡する。

- この定めによる非常時参集要員（又は代理者）から本部長（事務総長）までの非常参集の可否等の連絡手順は以下の通り想定されている。

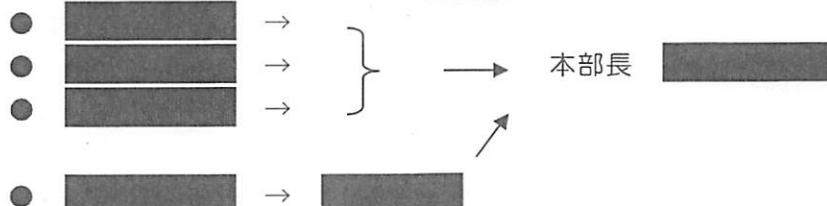
- 非常時参集要員（又は代理者）は、まず [] への連絡を試みる。
- 所属班内での [] に対する連絡方法は各班の取扱いに委ねられており、情報担当班の取扱いは次のとおり。

- (1) 各班員は、まず自己の代理者と連絡を試みる。
 - 連絡が取れた場合は、参集の可否等を確認し、各班員（各班員が参集できない場合は代理者）から下記(2)の連絡を試みる。
 - 連絡が取れない場合は、各自それぞれ下記(2)の連絡を試みる。

- (2) 各班員（又は代理者）は、 [] に [] で連絡を試みる。
 - 連絡が取れない場合、各班員（各班員が参集できない場合は代理者）はそのまま非常参集する。

- (3) 連絡を受けた上記(2)の担当者は、それぞれ直接 [] に連絡する。 [] に連絡が取れない場合は、 [] , [] の順に連絡する。

- 非常参集の可否等について、非常時参集要員から連絡を受けた [] は、所属の [] を経由することなく直接「本部長」に対して連絡する（緊急連絡のため）。ただし、 [] においては、 [] を経由する。



2 避難（非常参集）後の連絡（BCP10頁）

第5章

第2節

4 避難（非常参集）後の対応

(1) 守衛等及び在庁する補佐機関の班員は、職員等の安否確認、負傷者の救護、被害状況の確認等を行い、在庁の又は非常参集した物的対応班は庁舎の安全性確認を行って、それぞれ在庁の又は非常参集した情報担当班に被害情報等を伝達する。上記情報担当班は、本部に上記被害情報等を伝達する。

- この定めによる情報担当班から [] に対する次の事項の伝達は、非常参集直後の場面を想定しており、連絡網によらず、以下の手順によることが想定されている。
 - ① 職員等の安否確認、負傷者の救護、被害状況の確認の結果
 - ② 物的対応班が行った庁舎の安全性の確認の結果
- 情報担当班員は、 [] の指示に基づき情報を収集し、上記①及び②を含め、他の補佐機関等から収集した情報を [] へ集約する。
- [] は、集約された情報を、適宜、直接 [] へ報告する。

3 庁舎において非常時優先業務を行うことができない場合の連絡(BCP11頁)

第5章

第2節

4 避難（非常参集）後の対応

(3) 庁舎の安全性確認等の結果、庁舎において非常時優先業務を行うことができない場合、本部長は、最優先の参集要員以外の非常時参集要員に対し、連絡網等によりその旨連絡するとともに、本部から指示があるまで待機するよう指示する。

他の裁判所の庁舎等の使用について、第5章第1節3(2)イのとおりの順序で検討し、同裁判所の庁舎等を使用して非常時優先業務を行う。本部長は、最優先の参集要員以外の非常時参集要員に対し、連絡網等により、同業務を行う裁判所の庁舎等を連絡し、非常参集を指示する。

- この定めによる本部長から「最優先でない非常時参集要員」に対する連絡及び指示については、以下のとおり行なうことが想定されている。
 - 連絡事項
 - ① 庁舎で非常時優先業務を行うことが出来ないこと、指示があるまで待機すること
 - ② 非常時優先業務を行う裁判所庁舎（他の場所）の連絡
 - 連絡方法
 - (1) 本部長から、[]に連絡する。
 - (2) []が、[]に連絡する。班内での具体的な連絡方法は、各班の取扱いに委ねられるところ、情報担当班の取扱いは、[]から連絡網によって連絡を行うこととされている。

4 帰宅した職員及び在庁しない職員への指示連絡（BCP11頁）

第5章

第2節

5 安否情報の伝達等

帰宅した職員及び在庁しない職員は、事態が落ち着いた段階で、安否確認担当者に対し、連絡網等により、自己及び家族等の安否情報、住居の被害情報、出勤の可否、連絡先等を伝える。

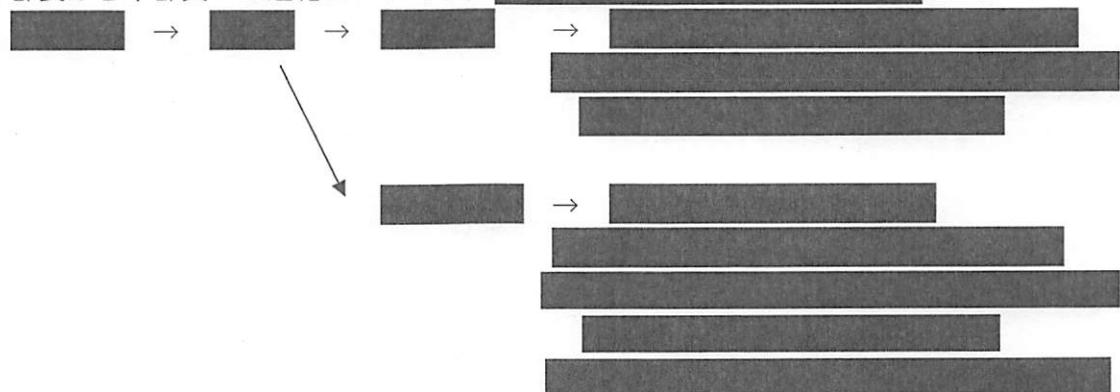
情報担当班は、安否確認担当者を通じて、帰宅した職員及び在庁しない職員に対し、本部の指示を、連絡網等により連絡する。

- この定めによる [] から「帰宅及び在庁しない職員」に対する連絡は、以下の通り行なうことが想定されている。
 - 連絡事項
本部からの関連指示
 - 安否確認担当者
各部署の []
 - 連絡方法
 - (1) 情報担当班は、 [] の指示により、連絡網に基づいて次のとおり連絡する。
 - ・ [] は、 [] の [] に連絡する。
 - ・ [] は、上記以外の各部署の [] に連絡する。
 - (2) 上記連絡を受けた [] から、各所属部署内への具体的な連絡（周知）方法は、各部署の取扱いに委ねる。

第二 その他参考事項

本部長から本部員への具体的な連絡方法

- 本部長から本部員への連絡については、[REDACTED] 行う。



- 本部員から本部長への連絡についても、上記同様（上記チャートの逆に連絡するイメージ）、[REDACTED] 行う。

安否確認の具体的な方法

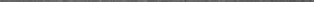
- 次のルートで、全て [] に集約した上、[] から本部へ連絡する。

○ 最高裁判事の安否確認

- ① 最高裁判事の安否確認報告 三 秘書課の取扱いに委ねる。

▼ → 秘書課の連絡網、[] からの個別連絡など

② [REDACTED] 上の連絡、調整担当として [REDACTED] へ連絡

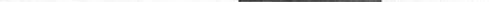
③  この連絡・調整担当者

④ ▶ → [] から

○ 事務総局各局課職員の安否確認

- ① 各局課所屬の職員間 三 各局課の取扱いに委ねる。

▼ → 各局課の連絡網など

②  1995年 7月 1日 1995年 7月 1日

③ の「 」()

▼ → [REDACTED]において集約した安否情報を[REDACTED]へ連絡

④ ▼ → [] から得た安否情報を [] へ連絡

5

○ 裁判部の安否確認

① 各室の安否確認担当者

▼ → 各室職員の安否確認を行い、[REDACTED]に連絡する。

② [REDACTED]

▼ → [REDACTED]職員との連絡・調整担当として[REDACTED]へ連絡

③ [REDACTED]

▼ → [REDACTED]において集約した安否情報を[REDACTED]へ連絡

④ [REDACTED]

▼ → [REDACTED]から得た安否情報を[REDACTED]へ連絡

⑤ [REDACTED]